

# 事務事業シート(実施計画事前基礎シート)

(H.26)No.	2156	(H.25)No.	2156
-----------	------	-----------	------

事務事業名	中学校教育振興費(扶助費分)		
担当部局名	担当室名	室長名	
教育委員会事務局	学務管理室	中谷 恒雄	

会計区分	事業コード	481010
一般会計	(中事業名)※予算書事業名	
款 教育費	中学校教育振興費	
項 中学校費	(小事業名)	
目 教育振興費	中学校教育振興費(扶助費分)	

## 1. 事務事業の位置付け

総合計画	政策	4	心豊かな教育と文化に包まれた、ゆとりある暮らし
	基本政策	1	生きる力をはぐむ教育の充実
	施策	1	学校教育
	小施策	2	義務教育
重点施策コード			

## 2. 事務事業の概要

事業目的(めざす効果)
・義務教育にかかる必要経費の負担に困る家庭に対し援助を行い、義務教育の円滑な運営を行う。・特別支援学級への就学生徒の保護者に就学に要する経費を支給し、経費負担の軽減を図ります。
事業内容
(就学援助)経済的理由で就学困難な生徒の保護者に対し、学用品、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、医療費の支給を行う。(特別支援教育就学奨励費)特別支援学級に就学する生徒の保護者のうち、世帯の所得が生活保護基準の2.5倍以内の方に対し、学用品、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費を支給します。

## 3. 総合計画の目標達成に向けた主な事業の実績・計画

	H.25年度(事業量・取組実績)	H.26年度(事業量・取組計画)	H.27年度(事業計画)	H.28年度(事業計画)	H.29年度(事業計画)
主な事業の実績・計画	(就学援助)14,803千円(就学援助対象者300名、学用品費等14,454千円、医療費349千円) (特別支援教育就学奨励費)対象者30名、事業費697千円	(就学援助)対象者297名 16,240千円 (特別支援教育就学奨励費)対象者53名 1,501千円	(就学援助)対象者280名 (特別支援教育就学奨励費)対象者45名	(就学援助)対象者280名 (特別支援教育就学奨励費)対象者45名	(就学援助)対象者280名 (特別支援教育就学奨励費)対象者45名

	H.25年度(決算見込)		H.26年度(作成時予算額)		H.27年度(計画予算)	H.28年度(計画予算)	H.29年度(計画予算)
①直接事業費	15,499千円		17,741千円		17,500千円	17,500千円	17,500千円
内訳(千円)	414		944		950	950	950
国・県支出金							
地方債							
その他( )							
一般財源	(0)	15,085	16,797	16,550	16,550	16,550	
人工数	0.47人		0.47人		0.47人	0.47人	0.47人
職員	0.02人		0.02人		0.02人	0.02人	0.02人
臨時職員等							
②概算人件費	(0千円)	3,606千円	3,606千円	3,606千円	3,606千円	3,606千円	3,606千円
①+②総事業費	(0千円)	19,105千円	21,347千円	21,106千円	21,106千円	21,106千円	21,106千円

## 4. 担当室による事務事業の点検 (\*点検等による成果向上や見直しが困難な事業(法令等による義務的経費、災害復旧等緊急事業など)は点検対象外)

考察(H.25年度の取組評価、課題)	今後の対応方針(課題解決への取組、工夫・改善の内容)
援助を必要とする保護者に対して、適切に援助を実施しました。	引き続き、あらゆる機会をとらえて、保護者に対し援助制度の周知を図ります。

点検項目	内容(施策達成への貢献内容、連携・協働の実践・検討内容)
(1) 事業内容や取組成果は、総合計画の施策達成に貢献しているか A(2つ以上の施策指標達成に貢献又は基本方針達成に特に貢献)	義務教育に係る必要経費に困る家庭に対し援助を行い、義務教育の円滑な運営を行いました。また、特別支援学級への就学生徒の保護者に就学に要する経費を支給し、経費負担の軽減を図りました。
(2) 地域づくり組織、市民活動団体等との連携・協働は図れないか 該当しない	

## 5. 今後の方向性(担当室による内部評価)

【選択肢】 継続(改善)、継続(現行)、継続(拡大)、継続(縮小)、統合検討、休止検討、廃止検討、事業完了(予定含む)	継続(現行)
具体的な見直し内容・検討内容、継続の理由	6. 事務事業の取組に関する主な市の計画
いずれの制度も、法令に基づき市が継続して実施すべき事業であり、経済的な理由により就学が困難と認められる生徒の保護者に対して、適正な援助事業に取り組んでいく必要があります。	